

令和 8 年度

常総市不妊治療費（先進医療）助成事業

医療保険適用の生殖補助医療と先進医療を組み合わせることで不妊治療を行った方へ先進医療にかかった費用の一部を助成します。

【助成対象者】 ①～⑤の要件をすべて満たす方

- ①医療保険適用の生殖補助医療と先進医療を組み合わせることで行った方
- ②令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日までに治療を終えた方
- ③1 回の治療の初日から申請日までの間、夫または妻のいずれかが県内に住所を有し、申請日において夫または妻のいずれかが常総市に住所を有している方
- ④治療期間の初日における妻の年齢が 43 歳未満である夫婦(婚姻届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある夫婦を含む)
- ⑤世帯員全てが市税等の滞納がない方

※治療開始してから転入した方について

県内からの転入者については、申請日に常総市に住所がある場合(両方または片方)は対象となりますが、県外からの転入者については治療途中のものについては対象外となります。

【助成対象となる治療～先進医療～】

厚生労働省に届出を行っているまたは承認されている保険医療機関*で行われた先進医療

- ・子宮内膜刺激術(SEET 法)
- ・タイムラプス撮像法による受精卵・胚培養
- ・子宮内膜擦過術(子宮内膜スクラッチ)
- ・ヒアルロン酸を用いた生理学的精子選択術(PICSI)
- ・子宮内膜受容能検査1(ERA)
- ・子宮内膜受容能検査 2(ERPeak)
- ・子宮内細菌叢検査1(EMMA/ALICE)
- ・子宮内細菌叢検査2(子宮内フローラ検査)
- ・強拡大顕微鏡を用いた形態学的精子選択術(IMSI)
- ・二段階胚移植術
- ・タクロリムス投与療法
- ・膜構造を用いた生理学的精子選択術
- ・着床前胚異数性検査(PGT-A)

医療保険適用の生殖補助医療と組み合わせず、単独で行った先進医療は助成対象外です。

※厚生労働省ホームページより

<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan02.html>



【申請額】

1 回の治療*につき、上限 4 万円
保険診療に組み合わせることで実施した「先進医療」にかかった費用についての助成となります。

※1 回の治療とは…

医師が当該採卵にかかる治療計画を作成した日～妊娠判定日(または医師が治療終了と判断した日。)

【申請方法】

必要書類を持参の上、保健推進課へ申請してください。

<持ち物>

- ・不妊治療(先進医療)受診等証明書
- ・常総市不妊治療費(先進医療)助成金交付申請書兼請求書
- ・領収書及び明細書、口座のわかるもの
- ・本人確認のできるもの
- ・外国籍の方は在留カード
- ・片方が市外の方の場合
 - ①住民票(市外の方)②夫婦各々の戸籍謄本
- ・事実婚の方の場合
 - ①事実婚関係等に関する申立書
 - ②それぞれの戸籍謄本
 いずれかが市外の方の場合はその方の住民票

※申請期限は、治療終了日から 1 年以内ですが、なるべく早めに申請してください。

※申請に必要な様式は、市のホームページからダウンロードできます。